

教職特別課程の現状と課題

蔵原 清人

くらはら・きよひと
工学院大学・工学部

教職特別課程とは

一九八八年の免許法改正によって教職特別課程という制度が設けられた。これは大学の卒業生が免許状を取得するために教職に関する科目を一年間で習得するための課程であり、臨教審などという社会人受入れの一環ともいえるものである。

これは九〇年度に発足し現在までに全国で十大学が開設している。いずれも私立大学であり国公立で設けているところはない。入学者がいないかあるいは少数のところもあるようであるが、工学院大学では数、理、技、工の課程認定を受け、初年度八名、昨年度は二十四名が入学した。問い合わせも含めれば毎年四、五十名にのぼっており、関心

の広がりやを伺わせる。入学者の中には数年かかって免許取得の方法を様々に問い合わせたが、ようやく希望を果たせたというものもある。勤め先を退職して入学し、教員になることを強く希望しているものもある。

工学院大学教職特別課程としての見解や具体的な様相については、橋本太郎監修『教職特別課程アラカルト』（工学院大学教職課程発行）におさめられているので、ここでは主として制度の面から私見を含めて考えてみたい。

履修のしくみ

教職特別課程の制度的意味は教職課程の課程認定を全く受けていないか、または希望する教科の課程認定を受けていない大学・学部・学科の卒業生が専攻分野に関連した教科の免許状を取得する条件が緩和されたことである。

従来、これらの卒業生が免許状を取得するには教職に関する科目ばかりでなく、教科に関する科目についても改めてすべての単位を履修しなければならなかった。今回の改正によってこれらの卒業生が在学中取得した単位のうち教科に関する科目としてふさわしいものの単位を認定する権限が教職課程に認められた（免許法別表第一備考五）。これは教職特別課程にも認められた（同前備考六）ので、教職に関する科目のみを修得することで一年間で免許状を取得

する道が開けたのである。

制度上の位置づけ

教職特別課程は「修業年限を一年とする課程」(同前備考六)と規定されており、単なる聴講や科目等の履修にとどまらず制度として置かれる課程である。単位の修得自体は聴講生の課程や今日の科目等履修生の制度によって同様のことができないわけではない。しかし一般の教職課程とは異なって「大学において教員養成課程を置く場合の審査内規」のDに示されるように入学定員の定めがあり、教職課程教員の定数はこの定員と一般の学生定員を合算して決められる。このことは教職特別課程は教職科目のみの履修を目的とするものではあるが、学部を設置される専攻科に類する位置づけと考えられ、身分上も学籍を与え学部生に準じた扱いとすることが可能であろう。

学士入学で免許状を取得する場合は一般の入学試験を受けるだけでなく、教育実習をその年度に行うのは不可能であり、少なくとも二年はかかる。教職特別課程の場合は入試を行うにしても一般のものとは別に行うことができ、教育実習も一応その年度に行う事が前提となっている。ここで一応としたのは実習校に対しては、それを当然のものとして要求できないからである。これは制度上の不備という

べきであろう。

指導上の問題点

近年、大学の多様化が進み、学際分野や境界領域を主題とする学部・学科等ができてきている。それらのカリキュラムは当然特定領域の科目を中心に編成されており、免許教科の担当する領域をカバーしていないために、課程認定を受けられない場合がある。したがって教職課程において教科に関する科目の単位認定を行おうとしても教科に必要な分野ごとの科目の単位が必要だけ認定出来ない場合がしばしばである。新たに設置した制度が今日の大学の多様化の中で生かされない結果になっている。

最大の問題は学生指導上の困難である。一般教育、教科に関する科目と切り離して教職科目のみを学習することや多くの教職科目を同時並行的に学習すること、一年しかないために教員との十分な人格的な交流が難しいことなどの問題がある。要するに計画的、系統的指導が困難である。短い期間に免許が取得できる一方、学生にとっても健康や経済的に負担が大きい。

関心の高まりと

今後の課題

教職特別課程を通して教員養成や大学について考えるところも少なくない。大学卒業後免許状を取得したいと強い

希望をもつものが少なからずいるが、彼らにとつての困難は勤務上の理由ばかりか大学の側の問題もあり、教職特別課程はそうした希望の実現の道となりうるといえる。実施してみても、ともに学ぶ学部、学生や教員が大きな刺激を受けていることも事実である。反面そもそもこのような一年の課程で促成的に養成を行うことが教員養成としてふさわしいものなのか、大学における養成といえるかどうかという疑問も消えていない。また教職特別課程制度新設の政策的ねらいについても十分には明らかとはいえない。

最近ようやく教職特別課程についての関心が高まってきたが、解決すべき問題は多いというのが実情である。

(追記)

本編執筆後、文部省の方針変更が明らかになった。東京都教委の通知によれば、教職課程として既修得単位の教科に関する科目としての認定ができるのは何ら課程認定をうけていない大学・学部・学科での単位に限るというのである。これでは認定は大幅に制限され、教職特別課程制度を設けた趣旨に反するものといえる。これについては別の機会に論じたいが、今後文部省がどのような方向をとるのか注目したい。